

- 1 会議名 第16回公共施設再配置計画検討協議会
- 2 日時 平成30年9月21日（金）
午前9時30分から11時20分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 建設部長 片岡和浩、教育こども未来部長 長谷川忍、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 石黒光広、同主任 酒井治、同再任用職員 長瀬公治、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長 西井上剛
傍聴者 2名
- 6 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ
- 8 執行機関あいさつ 建設部長より
- 9 協議事項

(1) 公立保育園適正配置方針の検討状況について(資料1)

子育て支援課長：資料に基づき説明。主な変更点。1－2で実施機関の考え方を記載した。4と5は入れ替えた。6は懇話会等が出た意見をもとに再編。7は順番を見直した。HPに掲載済。

【質疑】

大野副会長：(案)はいつとれるのか。(いつ最終版として完成するか。)

子育て支援課長：10月中を予定して最終作業を進めている。

大野副会長：公共施設再配置計画の実施期間は平成31年からになっている。本方針の第1期実施期間は2018年度からになっているが、2019年度ではないのか。

子育て支援課長：調整する。

木村議員：(案)がとれても、「考え方」という言葉はタイトルに残るのか。

子育て支援課長：「公立保育園適正配置方針」が10月中という意味である。「公立保育園適正配置方針の考え方」は、8月2日に(案)は取れて完成版になっている。

木村議員：前回7月27日の公共施設再配置検討協議会で議論し、その日に県の会議があり、無償化の影響等についての話が出るのではと思われたが、その内容は。また、4の保育サービス必要量の見通し等には反映されているのか

教育こども未来部長：協議会と一般質問で、無償化についての影響額についてはあくまでも試算だが話をした。先回の課長会議、地区ごとの担当別会議もあったが費用面は示されなかった。最終的には予算で示されるのでは。全国市長会からは来年10月からではなく翌4月に送ってほしいと要望はしている。町村会からも要望が出ている状況である。昨日のテレビで安倍首相は10月からや

と言っていたが、半年を前に明確にされていないのが実情。3歳以上の9割何分はすでに保育園、認定保育園、幼稚園へ通っている。最近の傾向として2年保育・幼稚園は少なく、ほとんどが3歳から3年で通っているので、無償化になってもその部分は大きく増えないと思う。3歳未満も非課税世帯は無償にするというが、岩倉市はすでに3歳未満は無償なので大きく増えないと思う。産休・育休明けの1歳、2歳前から保育園に入りたいという方が増えているのでそれも勘案して率を掛けている。来年度以降の状況を予測しづらいが、増えるというニーズは踏まえて試算している。

榎谷議員：公立保育園適正配置方針に係る懇話会で、私立幼稚園の関係者3名がなぜ委員になっているか不思議だった。しかし、岩倉型の幼保連携を目指していくということで、削除されたものの、公私連携を目指すので委員として来たのだろうか。岩倉型の幼保連携とはどのようなものか改めて聞きたい。

教育こども未来部長：平成23年12月に策定した就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針で、当時、岩倉市では、保育園は公立、幼稚園は私立という状況であった。岩倉市全体の子どものことを考えて保育園、幼稚園を共に高めていこうという方針で定めた。これを機に公立保育園の園長会に私立の園長も参加したり、今でも年齢ごとのカリキュラムの打ち合わせはいっしょにしたり、小学校単位で行事の交流を積極的に進めている。今後も継続してやりたい。平成27年の新制度に移行して、他市に先駆けて認定こども園を設置した。保育園の申請は来年度10月から始まるが、それも含めて第1希望から第3希望まで書いてもらっている。第1希望が認定こども園の場合はそちらに申請を出してもらおうが、利用調整は全体で行っている。公立保育園の適正配置方針に関しても、私立の認定こども園の方の参画は必要であると考え、設置要綱の中でも私立を含めるとしており、3法人の方を入れたのが実状である。

堀議員：HPには、「公立保育園適正配置方針の考え方」は、(案)がないものを掲載しているか。

子育て支援課長：確認しておく。

堀議員：10月に方針を確定するということが、財務常任委員会の全員一致での(請願の)趣旨採択は意に介さないということか。

教育こども未来部長：主旨については十分理解している。要望は岩倉市に対する愛着、信頼感の現れと思い感謝している。公立の役割を忘れることは決してないし、保育の質を下げるなんて全く考えていない。懇話会の設置要綱では、方針策定に当たり懇話会を設置するとし、7ページが市の方針になるがこれまでの経過を踏まえながら方針を定め、再配置計画に反映し引き継いでいきたい。

黒川議員：懇話会の果たす役割はよくわかる。部長の言うように、方針作成のあ

たり懇話会を設置した。毎回、市から考え方の案が出され、委員から意見が出る。次の回では意見の対応を明らかにしながら、新しい素材を提供され意見を出す、と。最終的には8月2日の懇話会で執行部の適正配置方針の考え方は、了解したと捉えるのか、承認したと捉えるのか、決定そのものは懇話会はやらないので、執行機関が方針の考え方をまとめるに当たって意見の集約を懇話会で行ったと理解すればいいのか。そのところで懇話会が承認をしたという言い方は正しくない。懇話会の意見を頂き最終的に執行機関で方針を取りまとめたという理解の仕方をすればいいのか。その点をどのように理解すべきか改めて説明してほしい。

教育こども未来部長：市が定める方針のために、懇話会で意見を伺う機会の一つと捉えている。懇話会の所掌事務は岩倉市保育園適正配置のあり方に関することであり、具体的の方針の考え方を示すこととはしていない。資料1ページの背景と目的のところの1-1の最後にあるが、懇話会を設置しその懇話会において方針の考え方をまとめることになったとしている。懇話会の考え方は、これを最大限に生かして市の方針を定めるものだと考えている。委員についても2年間だったが、保護者の代表者も積極的な方が多く、アンケートの段階からかなり指摘を受けたし、委員会ではないところで頂いた意見も反映してきていると考えている。

堀議員：それはおかしい。8月2日に（案）が取れたということは全体を懇話会で認めて決定したということではないか。この構成では、考え方（案）の中に適正配置の方針、規模の方針を含まれると見るのが当然である。考え方（案）の中に1番から7番まであるが、6番の適正配置・適正規模の方針だけを10月に機関決定するというのはおかしいので、財務常任委員会でパブリックコメントを取る前に機関決定することはあり得ないと言った。それについてみんなある程度納得し全員一致になった。部長と課長の発言に矛盾が生じている。

教育こども未来部長：全体を（案）と考えており、方針についてはこれを最大限に生かすので書き方は変わらないと思うが、改めて方針を示すものとして考えている。7ページの6だけを方針として定めると思われたのかもしれないが、全体として流れやアンケート等も付けながらこの結果になったので方針として定めた。6番だけを方針と定めようとは考えていないし、5番も基本的な考え方は大事なところなので含めて方針と考えている。

堀議員：では、「公立保育園適正配置方針の考え方」は懇話会で決めました、ということ。市の機関決定として岩倉市保育園適正配置方針と題し資料を添えて機関決定するということでもいいと思う。機関決定したものをパブリックコメントにかけることはありえない。その点についてはどうか。

教育子ども未来部長：今のところこの考え方については、市民参加の取り組みについては、アンケート、インタビューを行っているのでパブリックコメントについては実施の選択をしなかった。今回もあらたに方針を定めるときにパブリックコメントについては考えていない。

(2) 公共施設再配置計画・公共施設長寿命化計画の構成について(資料2、3)

都市整備課長：資料2に付随するのが、資料4。最終的には資料2と資料4が合体する。モデルと呼んでいたのを、再配置計画案に改めた。配布資料は抜粋版になっている点に留意されたい。最終は11月に素案を提出し、その後パブリックコメント。

都市整備課主幹：資料に基づき説明。

都市整備課長：再配置計画でクローズアップされているが、計画案4案。併せてその他の施設についても長寿命化を図っていく方針だが、それを示しているのが長寿命化計画。まず市の財源には限りがあるので、公共施設が寿命を迎える前に日常修繕を加えて更新時期を延ばしていく計画になっている。「公共施設長寿命化計画基礎資料」表は、年間あるいは将来的にいくら必要になってくるか等、19ページの試算をするために、日常修繕のサイクルや各部位の修繕費を細かく積み上げて機械的に出したもの。それを建築年から計算して、この年度に日常修繕が必要等を当てはめたもの。総務省の単価から積み上げ。今回提示しているものは、集会施設だけを40年分載せているが、他の施設も同様の形式で出る。合計金額の試算が出ているが、億単位で費用が想定される。これは学校施設等も加えた額。全施設の試算の合計。この事業費は実際に賄えるか。最初の5年間で平準化する必要あり。目安としてこういったものをもって、日常修繕や集会施設の譲渡など、5年刻みで決めていく必要あり。今後は5年単位でこうした基礎資料で事業費を算出したい。もう一点。長寿命化計画の6～7ページ。平成26年度に公共施設現況調査をコンサルタントに依頼し、目視で実施した。現時点で5年経過しているので、超音波検査等、専門的にはできないが、建設部職員が10～11月に劣化度を目視で調査し、表を更新する予定。

【質疑】

鈴木会長：資料2については各自で確認されたい。新しく示された資料3について質疑はあるか。

大野副会長：岩倉市公共施設長寿命化計画も学校施設長寿命化計画も公共施設再配置も含めて、今後5年間の実施計画のようなものを作るということで間違いはないか。

都市整備課長：平成31年度は実施計画が終了しているので関係部署で協議はし

たい。それ以降、平成 32 年から 35 年については実施に向けて調整し費用計上していきたい。

宮川議員：資料 3 の A 3 サイズの基礎資料について確認したい。財政を考慮して 5 年周期で見直していくとのことだが、やる前提で計画を輪切りにして進めていくことであり、怖いのは先延ばしにして最後にたくさん残ることである。社会情勢もあるので 100%とは言わないが、5 年間でやりきる前提で組むという考え方でよいか。

都市整備課長：基本的な考えを持って実施すべきと考えている。長寿命化を図っても、現時点でも年間 4 億 2 千万の費用が足りない試算である。担当部署でこういった表を確認することによって 13%の削減を図ることが今の目標。ただ単に減らすと誤解されたくないが、数字でみて、年度毎でやることをやっていると建物がどんどん悪くなり長寿命化を図れない、修繕費もかさむ、という認識を持って今後の施設のあり方を考えるべきである。40 年間で実施するという考えは崩さずやっていきたい。

鈴木会長：同じ資料で、5 年間でまとめたものという話だったが、第 1 期で考えると、9 年間で表示していった方がいいのでは。5 年で見直しになるが、次期の見直し、ボリュームが見えてくる。1 期単位でまとめて表現できないか。

都市整備課長：10 年は額が入ってくると、正に絵に描いた餅になってしまうので、まずは 5 年で実証していこうと。財政面や社会情勢によって変わるかもしれない。例えば補助金が付くので前倒しにできる等あるかもしれないので 5 年で考えている。

鈴木会長：今の表中、集会施設で、分かりやすいのは管理タイプに事後保全と予防保全の記載があり、北島町、川井町を除いて 60 年で大規模修繕になるのでそこまでは日常修繕で対応する。北島町が築 23 年、川井町が築 21 年で予防保全、川井町は平成 38 年に大規模修繕を計画している。北島町は 36 年に日常修繕、これは大規模修繕ではないかと思うが、そういったことがスパンで見えて分かる。金額までは出さなくてよいので。

都市整備課主幹：これは間違いで、大規模修繕である。

鈴木会長：基本的には長寿命化ということだが、大規模修繕を行わないと長寿命化できない。築 30 年経過したものは、長寿命化の対象外だが 30 年以下の建物は少ない。例えば今年、総合体育文化センターの天井の修繕をしたが、築 29 年である。30 年、60 年に大規模修繕をすると書いてあるだけ。とすると、来年には大規模修繕をしなければならない。9 ページの 3 にあるが大規模修繕の実施時期は建築後から 30 年と 60 年で実施すると書いてあるので延期できない。30 年までに、ということだから、表現を考えると、11 ページの説明も難しく、構成比率は理解できない。13 ページ、14 ページ、15 ページに日常修

繕と大規模修繕の内容が書いてある。例えばアスファルト防水の日常修繕はシールの劣化部分を打替えて 10%、大規模修繕は全面張替えあるいはカバー工法で 50%になっている。どのような 50%か分からない。100%ではないのか。意味や範囲が読み取れない。16 ページの機械設備や電気設備が 15 年ごとに更新になっている。分かりやすく整理してほしい。

都市整備課主幹：それは、事業費である。構成比率とは、費用に対する内訳である。15 ページも同様。

鈴木会長：日常修繕比率、大規模改修比率は金額の話ということだね。では日常修繕と大規模修繕の事業費は変わらないのか。例えば外壁が 10%から 15%にしか上がらないのか。それで済むのか。大規模修繕も部分修繕としか考えてないのか。

都市整備課長：11 ページを見ると建物用途別に平米当たりの単価が出ている。例えば、社会文化系施設で平米 40 万。面積を掛けると、全部更新の際の総額だが、3 億だったとして、部位別の構成比率があり、部位 A は 3 億のうち 12%の額が更新費用となるということ。15 ページは、屋根でもアスファルトからテント張りまで様々な種類があり、先ほど算出した費用に種類ごとの比率を掛けると、日常修繕に係る費用が算出できる。費用がいくらかかるかであり、10%しかやらないという意味ではない。

鈴木会長：15 ページに、屋根は全面張替えと書いてあるが、外壁は大規模修繕でも施工規模が 20%程度とあるから、塗装工事として全面はやらないということでもいいか。

都市整備課長：コンサルタントが持っているデータや経験値で算出していて、総務省などから示されたものではないということで整理している。

鈴木会長：マンションの修繕は 10~15 年で塗装などすべてやり替えるが、公共施設も、30 年で全面やり替えるべきと思う。

堀議員：用語の使い方がばらばらだ。「及び」がひらがなだったり、「または」が漢字だったり。再三言っているが、議会に出す前にチェックすること。わからないなら聞きに来てください。

(3) 公共施設再配置計画の再配置計画案について (資料 4)

都市整備課主幹：資料に基づき説明。

都市整備課長：8 月の委員会で提示したものと同一もの。14 ページにドライブルーという言い方がされているが、委員会での協議用に、委員の発言のまま掲載したもの。この件に関して言えば、教育こども未来部に確認したところ、保育室までの送迎が原則で、実現不可能であることから、最終版にこのまま掲載するつもりはないので留意されたい。

【質疑】

大野副会長：再配置計画案②で、市立体育館の建替えに伴い、前年度にプールの解体が書かれていないが、建設開始の前年までに済むのか。書いておかないとうっかり忘れることがある。設計に取り掛かっているのに、プールを解体していなかったなんてことが起こり得る。

都市整備課長：確認する。

宮川議員：先ほど、実現不可能なものは掲載しないということだったと思うが、何を載せて何を載せないかは明確にしておいてほしい。

都市整備課長：まとめ方は検討中。他市のものも見てみると、成果物には、委員や委員会の意見までは掲載しないものかなと思っている。協議会、委員会用にはわかりやすいものを付けている。11月には素案を示すのでご意見をいただきたい。

梅村議員：市立体育館で、大上市場会館の複合化の件はどうなったか。

都市整備課長：他の集会所と同じ取扱い、つまり地区へ譲渡することで進める。

梅村議員：地区からやめてほしいと言われたのか。

都市整備課長：そういうわけではない。敷地の問題等。

塚本議員：再配置計画案④で、減築と記載されているが、こういう言い方が普通なのか。

都市整備課長：一般には減築、つまり建築面積を減らすことを減築と言う。

塚本議員：再配置計画案④で、学校区が狭く、と書かれているが、校区の見直しを考えて書いたわけではなく、また一宮春日井線が開通した暁には住宅地としての発展可能性があるが、そういうことを加味せず、現状の公共施設に対するモデル案、ということでよいか。

都市整備課長：お見込みのとおり。

木村議員：モデルケースという表現をやめて、再配置計画案に改めたそうだが、第1期で実施することは書いておいたほうがいいのか。

都市整備課長：資料2と合体させる時は、30ページ一番下に、第1期にやるものとして、案1～4を掲載し、30ページ以降に資料4の再配置計画案が掲載することを考えている。

木村議員：構成はいいのだが、名称の中にも「第1期」と入れたらどうかということ。

大野議員：東小学校の適応指導教室等にエアコンが設置されそうだが、東小学校減築であれば、二重投資にならないようにすることで間違いはないか。

教育こども未来部長：そのつもりである。飛び飛びで教室があるところはパッケージエアコンで費用節減も考えている。

黒川議員：今後の計画推進体制について。総合管理計画では専任部署を設けると

ある。従来の施設管理者にまかせっきりで、計画は実施できないだろう。権限や、資格を持った人員の配置が重要。不足する財源、13%の削減等、困難な業務を担う専任部署が必要と総合管理計画にはあるが、推進体制は記載していくことでいいか。

都市整備課長：現時点では総合管理計画に記載したような文章に留めたい。来年度以降、部署をどうするか等は議論できていない。

黒川議員：専任部署ができるまでは、引き続き都市整備課が担っていくことでいいか。

都市整備課長：3月まではその予定である。

(4) 公共施設再配置計画に関する市民説明会について (資料5)

都市整備課主幹：資料に基づき説明。

【質疑】

特になし

(5) 集会施設の譲渡に関するヒアリングについて (資料6)

都市整備課主幹：資料に基づき説明。

【質疑】

堀議員：ヒアリングに集まったのはどんな人か。

都市整備課長：誰が参加するかは各区にお任せした。区長に依頼した。

(6) その他

なし

10 その他

櫻井議員：尾張水害予防組合での治水工事促進についての要望書を配布した。昨日、全員協議会の中で依頼されたもの。この場で配布することを了承されたい。また、要望の当日は、飯田市への行政視察と日程が重なっており、議長や事務局に相談することなく、尾張水害予防組合を欠席する判断を自分だけで行ってしまった。事前に相談すべきだった。この場を借りてお詫びする。

次回日程：10月30日 午前9時30分から